

## 平野区地域防災リーダー連絡会議設置要綱

### (設置)

第1条 平野区における地域防災力の向上を図るため、平野区地域防災リーダー連絡会議（以下、「連絡会議」という。）を置く。

### (組織)

第2条 連絡会議は、平野区役所安全安心まちづくり課（防災担当）と平野区地域防災リーダー（以下、「防災リーダー」という。）の各地域の隊長及び副隊長をもって組織する。

2 平野区役所安全安心まちづくり課長（以下、「課長」という。）は、会議を主宰し、会務を総理する。

### (所掌事務)

第3条 連絡会議は、次の事項について協議する。

- (1) 防災リーダーの知識技術の向上に向けた研修内容に関すること
- (2) 各地域における防災計画、防災活動に関すること
- (3) その他、平野区における地域防災力の向上に関すること

### (運営)

第4条 連絡会議は、課長が第2条に定める者を招集して行う。ただし、課長が必要と認めるときは、臨時に関係者のみを招集して会議を行うことができる。

2 課長は、必要と認めるときは、連絡会議に関係者の出席を求めるものとする。

### (庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、平野区役所安全安心まちづくり課（防災担当）において処理する。

### 附 則

この要綱は、令和4年5月2日から施行する。